

広島市報

定期第1125号
令和6年2月29日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

○広島市会計規則の一部を改正する規則（第1号）.....3

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....3

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....3

○介護保険法による指定事業者の指定.....3

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....4

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定.....4

○広島市国民健康保険条例による出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額の決定.....4

○広島市国民健康保険条例による出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額の決定.....5

○広島市国民健康保険条例による出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額の決定.....5

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から休止の届出.....6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....7

○路上駐車場の休止.....7

○子ども・子育て支援法の確認.....7

○広島市市税条例による地方税法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長.....7

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....7

○開発行為に関する工事の完了.....7

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....8

○公共下水道の供用開始.....8

○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....8

○自転車等の所有権の取得.....9

○開発行為に関する工事の完了.....9

○指定納付受託者の指定.....9

○計量法による指定定期検査機関の指定.....9

○令和4年4月1日付け広島市告示第200号により指定した指定納付受託者の指定内容の変更.....9

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....10

○市営住宅の家賃の変更.....10

○都市公園の区域変更.....10

○中央公園の一部区域の決定.....10

○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....13

- 放置自転車等の撤去（中区）.....13
- 都市公園の設置（中区）.....13
- 道路と都市公園とが相互に効用を兼ねる区域についての協定の締結 2件.....13
- 放置自転車等の撤去（中区）.....13
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....13
- 放置自転車等の撤去（中区）.....14
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....14
- 放置自転車の撤去（東区）.....14
- 建築基準法による道路の指定（東区）.....14
- 放置自転車の撤去（東区） 2件.....14
- 道路の区域変更（南区）.....14
- 道路の位置の指定（南区）.....14
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....15
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....15
- 放置自転車等の撤去（南区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....15
- 放置自転車等の撤去（南区）.....15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....16
- 建築基準法による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定の取消し（南区）.....16
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....16
- 放置自転車等の撤去（西区） 7件.....16
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....17
- 都市公園の設置（安佐南区）.....17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....17
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....17
- 道路の区域変更（安佐南区）.....17
- 道路の供用開始（安佐南区）.....18
- 道路の区域変更（安佐南区）.....18
- 道路の供用開始（安佐南区）.....18
- 道路の区域変更（安佐南区） 2件.....18
- 道路の供用開始（安佐南区）.....18
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....19
- 道路の区域変更（安佐南区）.....19
- 道路の供用開始（安佐南区）.....19
- 建築基準法による道路の位置の廃止（安佐

- 南区）.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....19
- 道路の区域変更（安佐北区）.....19
- 道路の供用開始（安佐北区）.....20
- 吉永自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....20
- 上町屋一区町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....20
- 上町屋二区町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....20
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....20
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....21
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....21
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....21
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区） 2件.....21
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....22
- 区選管委員長告示**
- 投票区の一部変更（西区）.....22
- 指定関係投票区の一部変更（西区）.....22
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催 2件.....23
- 水道局規程**
- 広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程（第11号）.....23
- 監査公表**
- 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....26

規則

広島市規則第1号
令和6年1月26日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第19条第2項第26号から第35号まで、第37号、第38号、第41号から第44号まで及び第49号に掲げる収入金（書面の送付に要する費用に限る。）

第19条第2項第26号中「磁気ディスク」の右に「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第28号において同じ。）」を加え、同項第27号中「手数料」の右に「及び当該証明に係る書面の送付に要する費用」を加え、同項第28号中「手数料」の右に「及びこれらの書面の送付に要する費用」を加え、同項第29号から第31号までの規定中「手数料」の右に「及び当該証明に係る書面の送付に要する費用」を加え、同項第32号中「住民票又は戸籍の附票の写し」を「これらの書面」に改め、同項第33号から第35号まで、第37号、第38号、第41号から第44号まで及び第49号中「手数料」の右に「及び当該証明に係る書面の送付に要する費用」を加える。

附則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

告示

広島市告示第1号
令和6年1月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
とんぼ訪問看護ステーション	広島市東区戸坂大上四丁目15-26-206	令和5年12月1日	令和11年1月30日

広島市告示第2号
令和6年1月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第3号
令和6年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年1月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
Common株式会社	コモン居宅介護支援事業所五日市	広島市佐伯区五日市中央二丁目10番2号	居宅介護支援

広島市告示第4号
令和6年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に關

する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和6年1月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	広島市安佐南区安東二丁目3番19号第一植野ビル105号室	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
Common株式会社	コモンヘルパーステーション五日市	広島市佐伯区五日市中央二丁目10番2号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
社会福祉法人三篠会	デイサービスセンター鈴が峰	広島市佐伯区五日市町大字皆賀104番地27	1日型デイサービス
あいはら株式会社	アップスフィット広島	広島市南区段原南一丁目3番52号6階	短時間型デイサービス

広島市告示第5号

令和6年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年1月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	広島市安佐南区安東二丁目3番19号第一植野ビル105号室	訪問介護
Common株式会社	コモンヘルパーステーション五日市	広島市佐伯区五日市中央二丁目10番2号	訪問介護
Fusion株式会社	セノテ訪問看護広島ステーション	広島市安佐南区大町東三丁目17番10号マンションリバーハンズ104号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社HEROES	ヒーローズ訪問看護リハビリステーション	広島市安佐南区伴東八丁目32番16号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社ひかり	訪問看護ステーションそれいゆ安佐北事	広島市安佐北区可部町上町屋1539	訪問看護及び介護予防訪問看護

業所	業所	業所	業所
Common株式会社	コモン訪問看護ステーション五日市	広島市佐伯区五日市中央二丁目10番2号	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第6号

令和6年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年1月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社フューチャーブルーム	ほねつぎデイサービス中山東	広島市東区中山東三丁目2番2号	地域密着型通所介護
社会福祉法人三篠会	デイサービスセンター鈴が峰	広島市佐伯区五日市町大字皆賀104番地27	地域密着型通所介護

広島市告示第8号

令和6年1月5日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の4第1項又は第5項に規定する出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項又は第6項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条の4第1項第1号に規定する乗じて得た額 基礎控除後の総所得金額等に100分の6.75を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 2 条例第14条の4第1項第2号に規定する乗じて得た額 25,488円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 3 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 4 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額 7,646円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の

端数があるときは、これを切り上げた額)

- 5 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 6 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額 12,744円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 7 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 8 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額 20,390円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

広島市告示第9号

令和6年1月5日

広島市国民健康保険条例(昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。)第14条の4第3項において準用する同条第1項及び同条7項において準用する同条第5項に規定する出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条の4第3項において準用する同条第2項及び同条第7項において準用する同条第6項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条の4第3項において準用する同条第1項第1号に規定する乗じて得た額 基礎控除後の総所得金額等に100分の2.70を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 2 条例第14条の4第3項において準用する同条第1項第2号に規定する乗じて得た額 9,782円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 3 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第7項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 4 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 2,934円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 5 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第

14条の4第7項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ

- 6 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 4,891円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 7 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第7項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 8 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 7,825円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

広島市告示第10号

令和6年1月5日

広島市国民健康保険条例(昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。)第14条の4第4項において準用する同条第1項及び同条8項において準用する同条第5項に規定する出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条の4第4項において準用する同条第2項及び同条第8項において準用する同条第6項において準用する条例第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条の4第4項において準用する同条第1項第1号に規定する乗じて得た額 基礎控除後の総所得金額等に100分の1.81を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 2 条例第14条の4第4項において準用する同条第1項第2号に規定する乗じて得た額 8,028円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 3 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ
- 4 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 2,408円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り上

げた額)

5 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ

6 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 4,014円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

7 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第1号に掲げる乗じて得た額 1に同じ

8 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第8項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額 6,422円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

広島市告示第11号

令和6年1月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
アスト薬局大手町店	広島市中区大手町三丁目6-12 1F	令和5年12月1日	令和11年1月30日
らくらく歯科・矯正歯科	広島市佐伯区楽々園四丁目2-17-2F	令和6年1月1日	令和11年12月31日

広島市告示第12号

令和6年1月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第13号

令和6年1月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第14号

令和6年1月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第15号

令和6年1月10日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第16号

令和6年1月10日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第17号

令和6年1月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第18号

令和6年1月11日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	日時
広島市市営舟入町第一駐車場	29区画	令和6年1月15日（月）午後3時から同日午後5時まで
広島市市営舟入町第二駐車場	26区画	令和6年1月16日（火）午前8時30分から同日午後5時まで
広島市市営河原町第一駐車場	29区画	令和6年1月15日（月）午前8時30分から同日午後3時まで
広島市市営河原町第二駐車場	25区画	令和6年1月17日（水）午前8時30分から同日午後5時まで
広島市市営富士見町第五駐車場	26区画	令和6年1月23日（火）午前8時30分から同月24日（水）午後5時まで
広島市市営富士見町第六駐車場	24区画	令和6年1月23日（火）午前8時30分から同月24日（水）午後5時まで
広島市市営鶴見町第一駐車場	34区画	令和6年1月22日（月）午後1時から同日午後5時まで
広島市市営鶴見町第二駐車場	21区画	令和6年1月22日（月）午前8時30分から同日午後12時まで

2 休止する理由

中区建設部維持管理課が行う市営舟入第一駐車場ほか7駐車場周辺の樹木を剪定する工事の実施にあたって、当該駐車場の利用を制限することにより、倒木等による利用者への危険を回避するため。

広島市告示第19号

令和6年1月12日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第

65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井一實

- 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 確認年月日
令和6年2月1日

別紙 略

広島市告示第20号

令和6年1月12日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途広島市告示で定める期日まで延長する。

広島市長 松井一實

指定地域
富山県、石川県

広島市告示第21号

令和6年1月17日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	適応災害
あさきたコミュニティセンター予定場所	広島市安佐北区可部南二丁目1番38号	土砂、洪水（2階）、高潮

広島市告示第22号

令和6年1月18日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区深川三丁目の119番1、119番・122番・123番合併3の一部、119番・122番・123番合併4、119番・122番・123番合併5、120番、121番、124番、125番及び126番
- 2 開発面積
2,018.80㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区千田町二丁目10番10号
オーレック株式会社
代表取締役 大谷 透
- 4 検査済証交付年月日
令和6年1月18日

広島市告示第23号

令和6年1月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 エールエールA館
 - (2) 所在地 広島市南区松原町9番14号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島駅南口開発株式会社
代表取締役 杉山 朗
広島市南区松原町9番1号
ほか3名 別紙1のとおり
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙2のとおり
(変更後) 別紙3のとおり
- 4 変更年月日
別紙2のとおり
- 5 届出年月日
令和6年1月15日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和6年1月18日から令和6年5月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年5月18日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙1から別紙3まで 略

広島市告示第24号

令和6年1月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和6年1月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	西原六丁目の一部	分流
汚水を排除	安佐南区	古市一丁目、高取南一丁目及び伴東八丁目の各一部	
	安佐北区	大林町及び可部二丁目の各一部	
	安芸区	瀬野南一丁目の一部	

広島市告示第25号

令和6年1月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に

供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和6年1月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置 及び名称
区名	町名	
安佐南区	古市一丁目、高取南一丁目、西原六丁目及び伴東八丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	大林町及び可部二丁目の各一部	
安芸区	瀬野南一丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第26号

令和6年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第27号

令和6年1月24日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安芸区中野東六丁目の5039番1の一部、5039番2の一部、5040番1の一部、5050番1の一部及び5050番2の一部
- 2 開発面積
2,949.27㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区東白鳥町17番18-201号
有限会社タカハチ
代表取締役 吉村 富士雄
- 4 検査済証交付年月日
令和6年1月24日

広島市告示第28号

令和6年1月24日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の定めるところにより告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定納付受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
代表者の氏名 代表取締役 篠 寛
主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
入学者選抜料（中等教育学校分を除く。）
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和6年1月24日
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和6年1月24日から同年3月31日まで

広島市告示第29号

令和6年1月25日

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定により、指定定期検査機関として次のとおり指定したので、同法第159条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号
広島市指令経計第1号
- 2 指定年月日
令和6年2月1日
- 3 氏名又は名称
一般社団法人広島県計量協会
- 4 所在地
広島市南区丹那町4番12号
- 5 定期検査を行う地域
広島市全域
- 6 定期検査を行う特定計量器の種類
計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

広島市告示第30号

令和6年1月25日

令和4年4月1日付け広島市告示第200号により指定した、次の指定納付受託者の指定内容に変更があったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第4項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定納付受託者

名称 株式会社トラストバンク
代表者の氏名 代表取締役 川村 憲一

2 変更内容

主たる事務所の所在地
(変更後) 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
(変更前) 東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1 2 号

3 変更年月日

令和 6 年 1 月 1 6 日

広島市告示第 3 1 号

令和 6 年 1 月 2 9 日

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン五日市
広島市佐伯区五日市五丁目 1 5 5 3 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 6 年 1 月 1 9 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和 6 年 1 月 2 9 日から令和 6 年 5 月 2 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 2 9 日
- (2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第 3 2 号

令和 6 年 1 月 3 0 日

広島市市営住宅等条例(平成 9 年広島市条例第 3 5 号)第 1 4 条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第 1 1 条の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 変更内容(対象住宅、変更後の家賃)

別紙のとおり。

2 変更期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第 3 4 号

令和 6 年 1 月 3 1 日

都市公園の区域を次のとおり変更するので、広島市公園条例(昭和 3 9 年広島市条例第 1 8 号)第 1 6 条の 2 の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 月 3 1 日から同年 2 月 1 3 日まで広島市都市整備局緑化推進部緑政課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	変更の期日	区域
中央公園	中区基町	令和 6 年 1 月 3 1 日	別図のとおり

別図 略

広島市告示第 3 5 号

令和 6 年 1 月 3 1 日

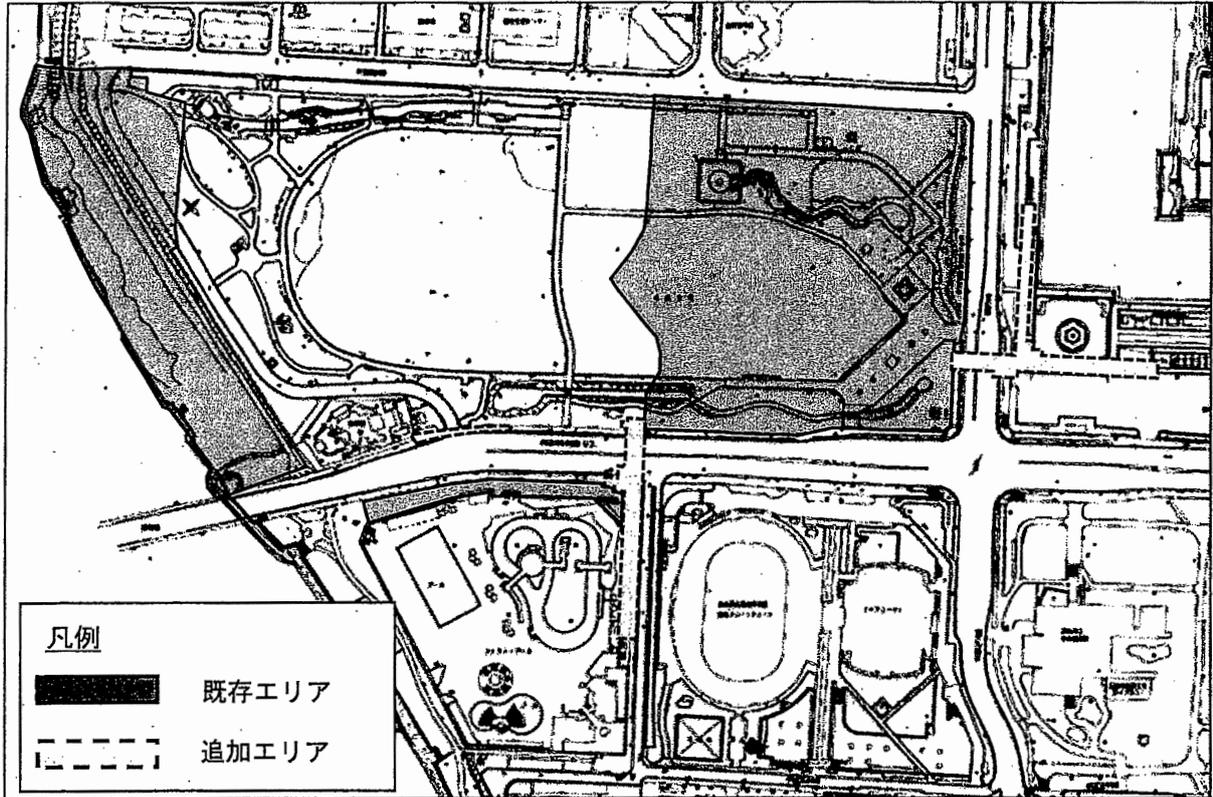
中央公園の一部区域を次のとおり定めるので、広島市公園条例の一部を改正する条例(令和 4 年広島市条例第 3 7 号)附則第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 定める区域
中央公園広場及びその周辺の区域（別紙のとおり）
- 2 定める区域の名称
中央公園広場エリア
- 3 開始の期日
令和6年1月31日

別紙

中央公園広場エリア



広島市告示(中区)第1号

令和6年1月12日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第2号

令和6年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第3号

令和6年1月19日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図書は、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(中区)第4号

令和6年1月19日

道路法(昭和27年法律第180号)第20条の規定に基づき、道路と都市公園とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 道路名, 協定締結区域, 協定締結年月日

Table with 3 columns: 中1区市道比治山庚午線, 中区富士見町4番地先から同区小町3番地先, 令和6年1月19日

広島市告示(中区)第5号

令和6年1月19日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の10の規定に基づき、都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 公園名, 協定締結区域, 協定締結年月日

以下 略

広島市告示(中区)第6号

令和6年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第7号

令和6年1月26日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第8号

令和6年1月26日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第9号

令和6年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第1号

令和6年1月12日

天神川駅北第一駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年1月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(東区)第2号

令和6年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第3号

令和6年1月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 令和6年1月15日
- 3 路線名 一般県道府中祇園線
- 4 指定場所 広島市東区温品五丁目

5 指定幅員 幅員 9.0m~18.0m

広島市告示(東区)第4号

令和6年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第5号

令和6年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(南区)第1号

令和6年1月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月4日から同月18日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南2区2号線	南区青崎一丁目74番地9地先から	旧	メートル 2.19 ~ 2.53	メートル 182.52
		南区青崎二丁目67番地11地先まで	新	メートル 6.00 ~ 8.00	メートル 182.52

広島市告示(南区)第2号

令和6年1月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号
第4号
- 2 指定年月日
令和6年1月10日
- 3 路線名
都市計画道路駅前大州線
- 4 道路の位置
起点 南区大州一丁目139-46地先
終点 南区大州一丁目139-45地先
- 5 道路の幅員
27.0m
- 6 道路の延長
9.0m

広島市告示(南区)第3号

令和6年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第4号

令和6年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第5号

令和6年1月12日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年1月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第6号

令和6年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転

車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第7号

令和6年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第8号

令和6年1月19日

広島駅南口第一駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年1月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第9号

令和6年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第10号

令和6年1月22日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第11号

令和 6 年 1 月 26 日
広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 12 号

令和 6 年 1 月 26 日

稲荷町 A 駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 6 年 1 月 25 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 13 号

令和 6 年 1 月 29 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る下記の認定を取消しました。

広島市長 松井 一 實

記

- 1 取消し番号及び取消し年月日
第 R05 認定通知広島市建 30003 号 令和 6 年 1 月 29 日
- 2 認定の取消しを行った区域の場所
広島市南区皆実町一丁目 203-1
- 3 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日
第 1 号 昭和 52 年 7 月 20 日

広島市告示（南区）第 14 号

令和 6 年 1 月 30 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 15 号

令和 6 年 1 月 31 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市

条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（西区）第 1 号

令和 6 年 1 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 2 号

令和 6 年 1 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 3 号

令和 6 年 1 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 4 号

令和 6 年 1 月 15 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 5 号

令和 6 年 1 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第6号

令和6年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（西区）第7号

令和6年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第1号

令和6年1月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和6年1月15日から同月29日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐南1区187号里道	八木三丁目2942番1地先から2953番3地先まで
	新		八木三丁目2942番1地先から2954番2地先まで

広島市告示（安佐南区）第2号

令和6年1月15日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課に

おい縦覧します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	供用開始の期日	区域
みそら第一公園	広島市安佐南区大塚西一丁目5005番	令和6年1月15日	別図1のとおり
みそら第二公園	広島市安佐南区大塚西一丁目5029番1	令和6年1月15日	別図2のとおり

別図1及び別図2 略

広島市告示（安佐南区）第3号

令和6年1月16日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年1月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第4号

令和6年1月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第15号
- 2 指定年月日 令和6年1月18日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目の1579番1の一部、1580番1の一部及び1579番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m
延長 34.61m

広島市告示（安佐南区）第5号

令和6年1月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の	路線名	変更区間	新旧	幅員	延長
-----	-----	------	----	----	----

種類			別	(m)	(m)
市道	安佐南 4区 253 号線	安佐南区大塚西一丁目5030番地1地先から 安佐南区大塚西一丁目5023番地1地先まで	旧	8.22 ～ 17.74	178.50
			新	9.70 ～ 15.45	178.50

広島市告示(安佐南区)第6号

令和6年1月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南 4区 253 号線	安佐南区大塚西一丁目5030番地1地先から 安佐南区大塚西一丁目5023番地1地先まで	令和6年1月23日

広島市告示(安佐南区)第7号

令和6年1月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南 4区 253 号線	安佐南区大塚西一丁目5024番地地先から 安佐南区大塚西一丁目5024番地地先まで	旧	9.34 ～ 11.66	28.95
			新	9.74 ～ 12.16	28.95

広島市告示(安佐南区)第8号

令和6年1月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南 4区 253 号線	安佐南区大塚西一丁目5024番地地先から 安佐南区大塚西一丁目5024番地地先まで	令和6年1月23日

広島市告示(安佐南区)第9号

令和6年1月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南 4区 420 号線	安佐南区大塚西一丁目5024番地地先から 安佐南区大塚西一丁目5050番地1地先まで	旧	9.86 ～ 42.58	156.00
			新	9.42 ～ 10.24	156.00

広島市告示(安佐南区)第10号

令和6年1月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南 4区 454 号線	安佐南区大塚西一丁目5026番地地先から 安佐南区大塚西一丁目5029番地1地先まで	旧	48.61 ～ 86.11	127.50
			新	47.05 ～ 68.78	127.50

広島市告示(安佐南区)第11号

令和6年1月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月23日から同年2月6日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区454号線	安佐南区大塚西一丁目5026番地地先から 安佐南区大塚西一丁目5029番地1地先まで	令和6年1月23日

広島市告示(安佐南区)第12号

令和6年1月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和6年1月24日から同年2月7日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南2区711号里道	安佐南区長楽寺一丁目923番1地先から同所923番4地先まで

広島市告示(安佐南区)第13号

令和6年1月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区882号線	安佐南区祇園三丁目548番地79地先から	旧	5.20 ~ 33.00	154.00
		安佐南区祇園三丁目432番地6地先まで	新	5.20 ~ 33.00	

広島市告示(安佐南区)第14号

令和6年1月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区	安佐南区祇園三丁目548番地79地先から	令和6年1月2

882号線	安佐南区祇園三丁目432番地6地先まで	8日
-------	---------------------	----

広島市告示(安佐南区)第15号

令和6年1月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第16号
- 2 廃止年月日 令和6年1月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原五丁目382番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m
延長 22.50m

広島市告示(安佐南区)第16号

令和6年1月31日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年1月29日、同30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第1号

令和6年1月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和6年1月11日から同年1月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	旧	K4-F3-M横川-27-57号水路	可部八丁目2266番1地先から2267番3地先まで
	新	K4-F3-M横川-27-57号水路	可部八丁目2267番1地先から2267番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第2号

令和6年1月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 月 15 日から同月 29 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
主要地方道	広島豊平線	安佐北区安佐町大字久地字中箕越 2 2 8 7 番地 5 地先から安佐北区安佐町大字久地字箕越 1 1 1 8 3 番地 3 地先まで	旧	6.6 ～ 28.4	411.5
			新	11.0 ～ 37.6	

広島市告示 (安佐北区) 第 3 号

令和 6 年 1 月 15 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 月 15 日から同月 29 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要地方道	広島豊平線	安佐北区安佐町大字久地字中箕越 2 2 8 7 番地 5 地先から安佐北区安佐町大字久地字箕越 1 1 1 8 3 番地 3 地先まで	令和 6 年 1 月 15 日

広島市告示 (安佐北区) 第 4 号

令和 6 年 1 月 17 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 6 月 26 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吉永自治会 (代表者 高地 弘美) について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字三田 9 8 6 5 番地	広島市安佐北区白木町大字三田 9 9 8 4 番地
代表者の氏名住所	高地 弘美 広島市安佐北区白木町大字三田 9 8 6 5 番地	浅川 静吾 広島市安佐北区白木町大字三田 9 9 8 4 番地

広島市告示 (安佐北区) 第 5 号

令和 6 年 1 月 25 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 15 年 9 月 5 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋一区町内会 (代表者 部村 登希雄) について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁目 1 2 番 1 2 号	広島市安佐北区三入五丁目 1 番 1 9 号
代表者の氏名及び住所	部村 登希雄 広島市安佐北区三入六丁目 1 2 番 1 2 号	大上 正司 広島市安佐北区三入五丁目 1 番 1 9 号

広島市告示 (安佐北区) 第 6 号

令和 6 年 1 月 30 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 15 年 9 月 5 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会 (代表者 井上 郁郎) について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁目 1 1 番 1 4 号	広島市安佐北区三入五丁目 8 番 2 4 - 3 2 号
代表者の氏名及び住所	井上 郁郎 広島市安佐北区三入六丁目 1 1 番 1 4 号	佐々木 貴志 広島市安佐北区三入五丁目 8 番 2 4 - 3 2 号

広島市告示 (安佐北区) 第 7 号

令和 6 年 1 月 31 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 11 号
- 2 指定年月日 令和 6 年 1 月 31 日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区可部八丁目の 4 0 0 番 2 の一

部、400番3の一部及び400番2地先里道

4 幅員及び延長 幅員 5.00～5.15メートル
延長 38.99メートル

広島市告示(安芸区)第1号

令和6年1月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第2号

令和6年1月4日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第3号

令和6年1月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第4号

令和6年1月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第5号

令和6年1月4日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等

は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第1号

令和6年1月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第2号

令和6年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第3号

令和6年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第4号

令和6年1月17日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和6年1月17日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区皆賀一丁目の50番1の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 23.84メートル

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第5号**  
令和6年1月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第8号  
2 指定年月日 令和6年1月17日  
3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央四丁目の948番9の一部及び958番9の一部  
4 幅員及び延長 幅員 4.24メートル  
延長 31.90メートル

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第6号
令和6年1月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第7号**  
令和6年1月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第8号
令和6年1月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年1月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

**広島市告示（佐伯区）第9号**

令和6年1月29日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年1月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

=====  
**区選管委員長告示**  
=====

**広島市西区選挙管理委員会告示第1号**  
令和6年1月17日

**投票区の一部変更について**

昭和55年広島市西区選挙管理委員会告示第18号による広島市西区の投票区の設置の告示中表の一部を、別添のとおり変更する。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別添

1 変更する投票区

| 変更前   |                                                                                                                                    | 変更後     |                                                                                          | 備考 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 投票区名  | 投票区の区域                                                                                                                             | 投票区名    | 投票区の区域                                                                                   |    |
| 草津投票区 | 草津東一丁目、<br>草津東二丁目、<br>草津東三丁目、<br>草津本町、<br>草津浜町、<br>草津南一丁目、<br>草津南二丁目、<br>草津南三丁目、<br>草津南四丁目、<br>草津梅が台、<br>草津新町一丁目、<br>扇一丁目、<br>扇二丁目 | 草津第二投票区 | 草津東一丁目、<br>草津東二丁目、<br>草津東三丁目、<br>草津本町                                                    |    |
|       |                                                                                                                                    | 草津第二投票区 | 草津浜町、<br>草津南一丁目、<br>草津南二丁目、<br>草津南三丁目、<br>草津南四丁目、<br>草津梅が台、<br>草津新町一丁目、<br>扇一丁目、<br>扇二丁目 |    |

2 施行年月日

令和6年3月1日

~~~~~

広島市西区選挙管理委員会告示第2号
令和6年1月17日

指定関係投票区の一部変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により平成16年広島市西区選挙管理委員会告示第12号で定めた、広島市西区の指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中表の一部を、別添のとおり変更する。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 原田 武彦
別添

1 変更する指定関係投票区

変更前		変更後	
指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
南観音第一投票区	向地投票区、大芝北投票区、大芝南投票区、三篠第一投票区、三篠第二投票区、三滝投票区、中広投票区、天満投票区、福島投票区、観音投票区、南観音第二投票区、南観音第三投票区、新庄投票区、己斐第一投票区、己斐第二投票区、己斐第三投票区、己斐第四投票区、己斐第五投票区、己斐第六投票区、己斐第七投票区、庚午北投票区、庚午中投票区、庚午投票区、高須第一投票区、高須第二投票区、古田投票区、山田投票区、草津投票区、鈴が峰投票区、田方第一投票区、田方第二投票区、井口明神投票区、井口台投票区、井口第一投票区、井口第二投票区、井口第三投票区	南観音第一投票区	向地投票区、大芝北投票区、大芝南投票区、三篠第一投票区、三篠第二投票区、三滝投票区、中広投票区、天満投票区、福島投票区、観音投票区、南観音第二投票区、南観音第三投票区、新庄投票区、己斐第一投票区、己斐第二投票区、己斐第三投票区、己斐第四投票区、己斐第五投票区、己斐第六投票区、己斐第七投票区、庚午北投票区、庚午中投票区、庚午投票区、高須第一投票区、高須第二投票区、古田投票区、山田投票区、草津第一投票区、草津第二投票区、鈴が峰投票区、田方第一投票区、田方第二投票区、井口明神投票区、井口台投票区、井口第一投票区、井口第二投票区、井口第三投票区

2 施行年月日
令和6年3月1日

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第1号
令和6年1月18日
広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。
広島市教育委員会
教育長 松井 勝憲

1 日時 令和6年1月24日（水） 午後1時30分
2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

- (1) 湯来地域における小中一貫教育校の設置場所等について（報告）
- (2) 令和6年広島市二十歳を祝うつどいの開催結果について（報告）
- (3) 青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画（案）の概要について（報告）
- (4) 沼田高等学校寮の食事提供に係る管理運営の見直しについて（報告）

~~~~~  
広島市教育委員会告示第2号  
令和6年1月31日  
広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

教育長 松井 勝憲

1 日時 令和6年2月7日（水） 午後1時30分  
2 場所 中区役所6階教育委員室  
3 議題

【公開予定議題】

- (1) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）

【非公開予定議題】

- (2) 教職員の人事について（議案）

**水道局規程**

広島市水道局規程第11号  
令和5年12月26日  
広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上 裕之

広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

（広島市水道局職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 広島市水道局職員の給与に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

企 業 職 給 料 表

| 職員の<br>区分                          | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     |
|------------------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                    |            | 給料月額    |
| 定年前再<br>任用短時<br>間勤務職<br>員以外の<br>職員 |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                                    | 1          | 151,500 | 173,800 | 222,400 | 264,800 | 317,000 | 356,600 | 400,400 | 453,800 |
|                                    | 2          | 152,500 | 175,400 | 224,300 | 266,600 | 319,300 | 359,100 | 403,000 | 456,500 |
|                                    | 3          | 153,500 | 177,000 | 226,200 | 268,400 | 321,600 | 361,600 | 405,600 | 459,200 |
|                                    | 4          | 154,500 | 178,600 | 228,200 | 270,200 | 323,900 | 364,200 | 408,200 | 462,000 |
|                                    | 5          | 155,500 | 180,300 | 230,000 | 271,800 | 326,000 | 366,500 | 410,600 | 464,700 |
|                                    | 6          | 156,600 | 182,000 | 231,500 | 273,900 | 328,000 | 368,900 | 413,000 | 467,700 |
|                                    | 7          | 157,700 | 183,700 | 233,000 | 276,000 | 330,000 | 371,300 | 415,400 | 470,700 |
|                                    | 8          | 158,800 | 185,400 | 234,500 | 278,100 | 332,000 | 373,700 | 417,800 | 473,800 |
|                                    | 9          | 159,700 | 187,000 | 235,900 | 280,000 | 333,700 | 376,200 | 420,100 | 476,800 |
|                                    | 10         | 160,800 | 188,600 | 237,700 | 282,000 | 335,800 | 378,600 | 422,500 | 480,100 |
|                                    | 11         | 161,900 | 190,400 | 239,500 | 284,000 | 338,000 | 381,000 | 424,900 | 483,300 |
|                                    | 12         | 163,000 | 192,200 | 241,300 | 286,100 | 340,200 | 383,400 | 427,300 | 486,500 |
|                                    | 13         | 163,900 | 193,900 | 243,100 | 288,000 | 342,200 | 385,800 | 429,500 | 489,700 |
|                                    | 14         | 165,000 | 195,100 | 245,000 | 290,200 | 344,100 | 388,100 | 431,800 | 492,300 |
|                                    | 15         | 166,100 | 196,500 | 246,900 | 292,400 | 346,000 | 390,400 | 434,100 | 494,900 |
|                                    | 16         | 167,200 | 197,800 | 248,800 | 294,600 | 348,000 | 392,800 | 436,500 | 497,500 |
|                                    | 17         | 168,200 | 199,200 | 250,500 | 296,600 | 349,700 | 395,100 | 438,700 | 500,000 |
|                                    | 18         | 169,500 | 200,600 | 252,000 | 298,800 | 351,400 | 397,200 | 441,000 | 501,600 |
|                                    | 19         | 170,800 | 202,000 | 253,500 | 301,000 | 353,200 | 399,300 | 443,300 | 503,100 |
|                                    | 20         | 172,200 | 203,500 | 255,000 | 303,200 | 354,900 | 401,500 | 445,700 | 504,600 |
|                                    | 21         | 173,400 | 204,900 | 256,300 | 305,300 | 356,500 | 403,600 | 448,000 | 506,100 |
|                                    | 22         | 174,700 | 206,200 | 257,900 | 307,100 | 358,100 | 405,600 | 449,800 | 507,500 |
|                                    | 23         | 176,000 | 207,500 | 259,500 | 308,900 | 359,700 | 407,600 | 451,600 | 508,900 |
|                                    | 24         | 177,400 | 208,800 | 261,200 | 310,700 | 361,300 | 409,600 | 453,500 | 510,300 |
|                                    | 25         | 178,600 | 210,200 | 262,700 | 312,500 | 362,800 | 411,500 | 455,200 | 511,500 |
|                                    | 26         | 180,600 | 211,500 | 264,300 | 314,600 | 364,800 | 413,400 | 456,900 | 512,600 |
|                                    | 27         | 182,600 | 212,800 | 265,900 | 316,700 | 366,900 | 415,300 | 458,700 | 513,700 |
|                                    | 28         | 184,600 | 214,200 | 267,600 | 318,900 | 369,000 | 417,200 | 460,500 | 514,900 |
|                                    | 29         | 186,400 | 215,500 | 269,200 | 320,800 | 370,900 | 419,000 | 462,100 | 516,000 |
|                                    | 30         | 188,300 | 216,900 | 270,600 | 322,900 | 373,000 | 420,500 | 463,000 | 516,800 |
|                                    | 31         | 190,200 | 218,300 | 272,000 | 325,000 | 375,100 | 422,100 | 463,900 | 517,600 |
|                                    | 32         | 192,100 | 219,700 | 273,400 | 327,200 | 377,200 | 423,700 | 464,800 | 518,400 |
|                                    | 33         | 193,900 | 221,100 | 274,600 | 329,200 | 379,100 | 425,100 | 465,700 | 519,200 |
|                                    | 34         | 195,200 | 222,500 | 276,300 | 331,300 | 381,000 | 426,500 | 466,500 | 520,000 |
|                                    | 35         | 196,500 | 223,900 | 278,000 | 333,500 | 383,000 | 427,900 | 467,300 | 520,800 |
|                                    | 36         | 197,800 | 225,300 | 279,700 | 335,700 | 385,000 | 429,400 | 468,100 | 521,600 |
|                                    | 37         | 198,900 | 226,700 | 281,500 | 337,700 | 386,800 | 430,700 | 468,700 | 522,300 |
|                                    | 38         | 200,200 | 228,300 | 283,300 | 339,700 | 388,400 | 431,800 | 469,500 | 523,100 |
|                                    | 39         | 201,500 | 230,000 | 285,100 | 341,700 | 390,000 | 432,900 | 470,300 | 523,900 |
|                                    | 40         | 202,800 | 231,700 | 286,900 | 343,800 | 391,600 | 434,000 | 471,100 | 524,700 |
|                                    | 41         | 204,100 | 233,200 | 288,500 | 345,600 | 393,000 | 434,900 | 471,800 | 525,500 |
|                                    | 42         | 205,400 | 234,800 | 290,200 | 347,300 | 394,300 | 435,700 | 472,600 | 526,300 |
|                                    | 43         | 206,700 | 236,400 | 291,900 | 349,100 | 395,600 | 436,500 | 473,400 | 527,100 |
|                                    | 44         | 208,100 | 238,000 | 293,700 | 350,900 | 396,900 | 437,300 | 474,200 | 527,900 |
|                                    | 45         | 209,400 | 239,400 | 295,300 | 352,400 | 398,200 | 438,000 | 475,000 | 528,700 |
|                                    | 46         | 210,600 | 240,800 | 297,100 | 353,900 | 399,100 | 438,900 | 475,700 | 529,500 |
|                                    | 47         | 211,800 | 242,200 | 298,900 | 355,400 | 400,100 | 439,800 | 476,400 | 530,300 |
|                                    | 48         | 213,000 | 243,600 | 300,800 | 357,000 | 401,100 | 440,800 | 477,100 | 531,100 |
|                                    | 49         | 214,300 | 244,800 | 302,500 | 358,400 | 401,900 | 441,700 | 477,900 | 531,900 |
|                                    | 50         | 215,600 | 246,300 | 304,300 | 359,600 | 402,900 | 442,400 | 478,700 | 532,700 |
| 51                                 | 216,900    | 247,800 | 306,100 | 360,900 | 403,900 | 443,100 | 479,500 | 533,500 |         |

|     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 52  | 218,200 | 249,300 | 308,000 | 362,100 | 404,900 | 443,900 | 480,300 | 534,400 |
| 53  | 219,500 | 250,600 | 309,500 | 363,000 | 405,700 | 444,600 | 480,900 | 534,900 |
| 54  | 220,600 | 252,100 | 311,300 | 364,300 | 406,500 | 445,300 | 481,600 | 535,700 |
| 55  | 221,700 | 253,600 | 313,100 | 365,700 | 407,400 | 446,000 | 482,300 | 536,500 |
| 56  | 222,800 | 255,100 | 315,000 | 367,000 | 408,200 | 446,700 | 483,000 | 537,300 |
| 57  | 224,000 | 256,400 | 316,600 | 368,200 | 408,800 | 447,300 | 483,700 | 538,100 |
| 58  | 225,000 | 258,100 | 318,300 | 369,300 | 409,500 | 448,000 | 484,400 |         |
| 59  | 226,000 | 259,800 | 320,000 | 370,400 | 410,300 | 448,700 | 485,100 |         |
| 60  | 227,000 | 261,500 | 321,800 | 371,500 | 411,100 | 449,400 | 485,800 |         |
| 61  | 227,800 | 263,000 | 323,400 | 372,500 | 411,700 | 449,900 | 486,500 |         |
| 62  | 228,700 | 264,600 | 325,100 | 373,400 | 412,500 | 450,500 | 487,200 |         |
| 63  | 229,600 | 266,200 | 326,800 | 374,300 | 413,300 | 451,100 | 487,900 |         |
| 64  | 230,500 | 267,900 | 328,500 | 375,200 | 414,000 | 451,700 | 488,600 |         |
| 65  | 231,300 | 269,300 | 330,100 | 376,000 | 414,600 | 452,300 | 489,300 |         |
| 66  | 232,100 | 270,400 | 331,500 | 376,800 | 415,300 | 452,900 | 490,100 |         |
| 67  | 232,900 | 271,500 | 332,900 | 377,600 | 416,000 | 453,500 | 490,900 |         |
| 68  | 233,700 | 272,600 | 334,300 | 378,400 | 416,700 | 454,100 | 491,700 |         |
| 69  | 234,500 | 273,700 | 335,500 | 379,000 | 417,300 | 454,800 | 492,300 |         |
| 70  | 235,400 | 274,900 | 336,700 | 379,900 | 418,100 | 455,500 |         |         |
| 71  | 236,300 | 276,100 | 338,000 | 380,800 | 418,900 | 456,200 |         |         |
| 72  | 237,200 | 277,400 | 339,300 | 381,700 | 419,700 | 456,900 |         |         |
| 73  | 238,000 | 278,500 | 340,300 | 382,400 | 420,300 | 457,500 |         |         |
| 74  | 238,900 | 279,800 | 341,700 | 383,500 | 420,800 | 458,100 |         |         |
| 75  | 239,800 | 281,100 | 343,200 | 384,600 | 421,300 | 458,700 |         |         |
| 76  | 240,700 | 282,400 | 344,700 | 385,700 | 421,900 | 459,300 |         |         |
| 77  | 241,500 | 283,500 | 345,900 | 386,600 | 422,400 | 459,800 |         |         |
| 78  | 242,400 | 284,800 | 347,600 | 387,300 | 423,000 | 460,500 |         |         |
| 79  | 243,400 | 286,000 | 349,300 | 388,100 | 423,600 | 461,200 |         |         |
| 80  | 244,300 | 287,300 | 351,000 | 388,900 | 424,200 | 461,900 |         |         |
| 81  | 244,900 | 288,600 | 352,500 | 389,500 | 424,600 | 462,400 |         |         |
| 82  | 245,900 | 289,700 | 354,000 | 390,300 | 425,200 |         |         |         |
| 83  | 246,900 | 290,800 | 355,400 | 391,200 | 425,800 |         |         |         |
| 84  | 248,000 | 291,900 | 356,900 | 392,100 | 426,400 |         |         |         |
| 85  | 248,900 | 292,800 | 358,100 | 392,800 | 427,000 |         |         |         |
| 86  | 249,700 | 293,800 | 359,300 | 393,500 | 427,600 |         |         |         |
| 87  | 250,500 | 294,800 | 360,600 | 394,200 | 428,200 |         |         |         |
| 88  | 251,300 | 295,900 | 361,900 | 394,900 | 428,800 |         |         |         |
| 89  | 252,000 | 296,900 | 363,000 | 395,400 | 429,300 |         |         |         |
| 90  | 252,700 | 297,900 | 363,800 | 396,200 | 429,800 |         |         |         |
| 91  | 253,400 | 298,900 | 364,600 | 397,000 | 430,300 |         |         |         |
| 92  | 254,100 | 299,900 | 365,400 | 397,800 | 430,900 |         |         |         |
| 93  | 254,600 | 300,600 | 366,000 | 398,400 | 431,400 |         |         |         |
| 94  | 255,100 | 301,500 | 366,700 | 399,200 | 432,000 |         |         |         |
| 95  | 255,600 | 302,400 | 367,400 | 400,000 | 432,600 |         |         |         |
| 96  | 256,100 | 303,300 | 368,100 | 400,800 | 433,200 |         |         |         |
| 97  | 256,500 | 304,100 | 368,600 | 401,700 | 433,700 |         |         |         |
| 98  |         | 305,000 | 369,300 | 402,200 | 434,300 |         |         |         |
| 99  |         | 305,900 | 370,000 | 402,700 | 434,900 |         |         |         |
| 100 |         | 306,800 | 370,700 | 403,200 | 435,500 |         |         |         |
| 101 |         | 307,400 | 371,300 | 403,800 | 435,900 |         |         |         |
| 102 |         | 308,200 | 371,900 | 404,300 | 436,600 |         |         |         |
| 103 |         | 309,100 | 372,500 | 404,800 | 437,300 |         |         |         |
| 104 |         | 310,000 | 373,100 | 405,300 | 438,000 |         |         |         |
| 105 |         | 310,600 | 373,800 | 405,800 | 438,600 |         |         |         |
| 106 |         | 311,200 | 374,300 | 406,300 |         |         |         |         |

|                           |              |              |              |              |              |              |              |              |            |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 107                       | 311,800      | 374,800      | 406,800      |              |              |              |              |              |            |
| 108                       | 312,400      | 375,300      | 407,300      |              |              |              |              |              |            |
| 109                       | 312,900      | 375,700      | 407,800      |              |              |              |              |              |            |
| 110                       | 313,400      | 376,200      | 408,300      |              |              |              |              |              |            |
| 111                       | 313,900      | 376,700      | 408,800      |              |              |              |              |              |            |
| 112                       | 314,400      | 377,200      | 409,300      |              |              |              |              |              |            |
| 113                       | 314,700      | 377,600      | 409,800      |              |              |              |              |              |            |
| 114                       | 315,200      | 378,100      | 410,300      |              |              |              |              |              |            |
| 115                       | 315,700      | 378,600      | 410,800      |              |              |              |              |              |            |
| 116                       | 316,200      | 379,100      | 411,300      |              |              |              |              |              |            |
| 117                       | 316,700      | 379,400      | 411,900      |              |              |              |              |              |            |
| 118                       | 317,200      | 379,900      | 412,400      |              |              |              |              |              |            |
| 119                       | 317,700      | 380,400      | 412,900      |              |              |              |              |              |            |
| 120                       | 318,200      | 380,900      | 413,400      |              |              |              |              |              |            |
| 121                       | 318,600      | 381,500      | 414,000      |              |              |              |              |              |            |
| 122                       |              |              | 414,600      |              |              |              |              |              |            |
| 123                       |              |              | 415,200      |              |              |              |              |              |            |
| 124                       |              |              | 415,800      |              |              |              |              |              |            |
| 125                       |              |              | 416,300      |              |              |              |              |              |            |
| 126                       |              |              | 416,900      |              |              |              |              |              |            |
| 127                       |              |              | 417,500      |              |              |              |              |              |            |
| 128                       |              |              | 418,100      |              |              |              |              |              |            |
| 129                       |              |              | 418,500      |              |              |              |              |              |            |
| 定年前再<br>任用短時<br>間勤務職<br>員 | 基準給料<br>月額   | 基準給料<br>月額 |
|                           | 円<br>217,200 | 円<br>233,500 | 円<br>249,800 | 円<br>273,300 | 円<br>290,000 | 円<br>329,800 | 円<br>375,500 | 円<br>423,200 | 円          |

備考

- この表は、別表第 2 の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 保健師は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市条例第 6 2 号）別表第 4 の医療職給料表のウ医療職給料表(3)を準用する。

別表第 2 中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に、「950,000」を「960,000」に改める。

（広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部改正）

第 2 条 広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程（昭和 4 2 年広島市水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「93,400円」を「93,500円」に、「69,500円」を「69,600円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の広島市水道局職員の給与に関する規程及び第 2 条の規定による改正後の広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程（以下これらを「改正後の規程」

という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の広島市水道局職員の給与に関する規程及び第 2 条の規定による改正前の広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**監査公表**

広島市監査公表第 1 号

令和 6 年 1 月 2 5 日

広島市監査委員 古川 智之  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及

び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市水道事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて、広島市長及び広島市水道事業管理者から通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

(別紙)

平成30年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(こども未来局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成31年2月5日(広島市監査公表第1号)
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和6年1月12日(広こ指第1564号)
- 4 監査のテーマ  
子ども・子育て支援事業の事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策の未達成について  
(所管課：こども未来局保育指導課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成27年3月に策定し、平成30年3月に改訂した「広島市子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育事業を実施する施設について、平成27年度13か所に対して、平成28年度に1か所増設し14か所とし、さらに平成31年度にはもう1か所増設して15か所とする確保方策を掲げ、「確保の考え方」として「医療機関に付設される保育施設を増やして対応する。」としている。</p> <p>しかし、病児・病後児保育事業を実施する医療機関付設施設は平成28年度以降増設されておらず、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策は実現できていない。</p> <p>看護師等の人材確保、病児・病後児保育の施設基準、収支に対する懸念等、どのような理由で病児・病後児保育に新規参入する医療機関が不足しているのか、要因の分析を行い、可能な限りの対策を取ることが必要である。</p> | <p>監査の意見を受けて、病児・病後児保育事業(以下「事業」という。)を実施する医療機関付設施設が増設されていないことについて、既存の事業者から聞き取りを行った結果、事業の実施希望者が少ないのは、収入不足により安定的な経営が難しいとの認識が定着していることが大きな要因であることが判明した。</p> <p>全国的にも同様の状況であることから、国は、市町村に交付する交付金について、延べ利用児童数に応じた加算額を、従来は2,000人以上は一律としていたところ、平成30年度以降は2,200人以上の場合に200人刻みで加算額を設定したほか、基本分の単価も順次大幅に増額し、より安定的な経営ができるよう改善を図った。これを受けて、本市においても拡充された国の交付金を活用し、事業者を支払う委託料を増額した。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業の利用者数が大幅に減少したため、この減少が一過性のものであるかも含め、今後の利用者数の見込みについて慎重に判断する必要が生じている。</p> <p>こうした中、新たに開設を検討している事業者からの相談に応じるとともに、状況の把握に努めるために既存の事業者からの情報収集を継続している。</p> <p>これらを踏まえ、増設の必要性については、今後の事業の利用者数の見込み等を精査した上で、慎重に検討することとする。</p> |

(2) 利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての説明の未実施について  
(所管課：こども未来局保育指導課)

| 監 査 の 意 見 | 対 応 の 内 容 |
|-----------|-----------|
|           |           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>病児・病後児保育を利用した児童の保護者は、施設に対して、施設が定めた利用料を支払う必要があるが、生活保護世帯、市町村住民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯は、証明書類を提出することにより、利用料の減免を受けることができる。</p> <p>ところが、利用料の減免を受けるために必要な証明書類について、広島市の病児・病後児保育に関するホームページやチラシには「証明書類が必要ですので、詳しくは、各施設にお問い合わせください」と記載しているのみで、具体的な記載がない。</p> <p>一方、広島市の 1 4 の病児・病後児保育実施施設のうちホームページを有している 1 3 の実施施設全てのホームページにおいて、利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての具体的な説明はない。多くが「具体的にはスタッフにご相談ください」と記載するのみである。</p> <p>減免に必要な具体的な書類を広く公表せず、曖昧にすることは、書類を入手し利用料を減免するかどうかの判断を行っている実施施設及び広島市に、仮に保護者から提出された証明書類に不足があっても減免を認める、という裁量の余地を与えることにつながるおそれがある。</p> <p>全 2 0 政令指定都市の病児・病後児保育事業を紹介しているホームページを閲覧し、減免を受けるために利用児童の保護者が提出すべき書類について、各政令指定都市がどのような記載をしているのか調査した結果、全 2 0 政令指定都市のうち市のホームページ上で書類の名称等を明らかにしていない市は、広島市を含めて 5 市のみであり、他の 1 5 市は、市のホームページで証明書類の名称等について明示していた。</p> <p>減免要件を判定するために必要となる書類は一律であり、施設ごとに減免要件を判定するために必要な書類が異なるわけではない。広島市が主体となり、減免に必要な書類を明示することが望ましい。</p> | <p>監査の意見を受けて、本市のホームページに病児・病後児保育の利用料の減免に必要な書類を種別（生活保護世帯・市民税非課税世帯・保護者が里親である世帯・所得税非課税世帯）ごとに明示した。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 前払土地賃借料の取扱いについて<br/>(所管課：こども未来局保育指導課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                            |
| <p style="text-align: center;">監 査 の 意 見</p> <p>補助金の交付を受ける事業者が「前払土地賃借料」を貸主に支払えば、補助金の限度額の範囲内で将来の土地賃借料を制限なく補助金の対象にできるというのが現在の補助金の交付額算定の仕組みである。</p> <p>前払する期間は補助金の交付を受ける事業者と土地の貸主が合意さえすれば任意に設定できるため、「前払土地賃借料」の額は、より多くの補助金の交付を受けるために、事業者自らが、事後的に本来は必要のない計画変更を行うことが可能な項目である。</p> <p>実際に、入札の結果、本体工事費等が補助金交付決定時よりも低い金額で収まり、補助金交付額が減額されることが明らかになったタイミングで、当初の事業計画書では想定していなかった前払土地賃借料を 4 年分支払うという事業計画の変更を行い、結果として補助金額は交付決定額と同額となった、という必要性に疑義がある事例が見受けられた。</p> <p>補助金の交付額の決定に当たり明瞭性を確保するために、前払土地賃借料については、計画変更の申請があった段階で、理由や経緯を含め必要性を精査するとともに、それが通常の商慣行や前例に照らして疑義のないものであることを確認した上で、変更を承認する必要がある。</p> | <p style="text-align: center;">対 応 の 内 容</p> <p>施設整備に係る事業者負担の軽減の観点から、補助上限額の範囲内で事業者が事業計画の内容を変更すること自体は、必ずしも不適切とは考えていないが、監査の意見を受けて、前払土地賃借料の変更を含む事業計画変更の承認に当たり、申請前に事業者と事前協議を行い、計画変更の内容についてより慎重に確認を行うこととした。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 転貸借契約に係る確認手続について<br/>(所管課：こども未来局保育指導課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                              |
| <p style="text-align: center;">監 査 の 意 見</p> <p>事業者 A が使用する借地については、保育園の園舎建物敷地部分につき「事業用定期借地権設定契約」が締結され、園庭及び駐車場部分につき「普通借地権設定契約」が締結されているが、これらの契約における貸主は、本来の土地所有者ではなく、いわゆる転貸借による借地権設定契約となっている事例があった。しかし、担当課はこの件について、当該土地所有者と上記各契約における貸主との「転貸借契約書」の確認を行っていなかった。</p> <p>一般に土地転貸借契約は、土地所有者の承諾を得なければ、土地所有者との賃貸借契約における解除原因となることがある。</p> <p>借地に係る予測不能の事態により、将来の事業継続に影響がないよう、担当課は借地に係る契約関係を慎重に確認した上で、補助金の交付決定を行う必要がある。</p> | <p style="text-align: center;">対 応 の 内 容</p> <p>監査の意見を受けて、当該事業者が使用する借地に関する転貸借契約書が取り交わされていることを確認した。</p> <p>また、今後は補助金の交付決定に当たり、申請前に事業者と事前協議を行い、将来の事業継続に影響がないよう借地に係る契約状況等について慎重に確認を行うこととした。</p> |

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表

(水道局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和 4 年 1 月 2 7 日 (広島市監査公表第 2 号)
- 2 包括外部監査人  
中川 和之
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 6 年 1 月 1 2 日 (広水財第 9 6 号)

4 監査のテーマ

水道事業に関する経営管理について

5 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

| (1) 検針員の奨励金について<br>(所管課：水道局営業部営業課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                            |
| <p>現状（会計処理、問題点）<br/>計量事務委託契約書で取り決められている検針員の奨励金について、引当計上されていない。</p> <p>監査人の指摘<br/>地方公営企業法施行規則において、引当金の取り扱いに関して以下のとおり規定されている。<br/>第二十二条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。<br/>つまり、以下4要件に当てはまる場合は、引当金として負債計上及び引当額を費用計上しなければならない。<br/>1. 将来の特定の費用又は損失であること<br/>2. その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること<br/>3. 発生の可能性が高いこと<br/>4. その金額を合理的に見積もることができること<br/>当該規定に照らし、令和2年度末時点で検針員の奨励金については以下のとおり引当金を計上する要件を満たしているため、負債として認識する必要がある。<br/>①検針員に将来支払う特定の費用であること<br/>②発生原因が、計量事務の役務提供という当事業年度以前の事象に起因していること<br/>③計量事務委託契約書で取り決められていることから、発生の可能性は高いこと<br/>④計量事務委託契約書に奨励金の算出方法について取り決められていることから、合理的に奨励金を見積もることができること</p> | <p>経営の効率化を図るため、水道使用量の計量事務については、令和5年度から実施の水道料金等徴収業務委託契約に含めることとし、私人検針員との計量事務委託契約は令和4年度末をもって廃止した。<br/>これに伴い、検針員の奨励金に係る引当金計上は不要となった。</p> |

| (2) 検針員の慰労金について<br>(所管課：水道局営業部営業課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 措 置 の 内 容                                                                                                                            |
| <p>現状（会計処理、問題点）<br/>計量事務委託契約書で取り決められている検針員の慰労金について、引当計上されていない。</p> <p>監査人の指摘<br/>結果11と同様に、地方公営企業法施行規則において、引当金の取り扱いに関して以下のとおり規定されている。<br/>第二十二条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。<br/>つまり、以下4要件に当てはまる場合は、引当金として負債計上及び引当額を費用計上しなければならない。<br/>1. 将来の特定の費用又は損失であること<br/>2. その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること<br/>3. 発生の可能性が高いこと<br/>4. その金額を合理的に見積もることができること<br/>当該規定に照らし、令和2年度末時点で検針員の慰労金については以下のとおり引当金を計上する要件を満たしているため、負債として認識する必要がある。<br/>①検針員に将来支払う特定の費用であること<br/>②発生原因が、計量事務の役務提供という当事業年度以前の事象に起因していること<br/>③計量事務委託契約書で取り決められていることから、発生の可能性は高いこと<br/>④計量事務委託契約書に慰労金の算出方法について取り決められていることから、合理的に慰労金を見積もることができること</p> | <p>経営の効率化を図るため、水道使用量の計量事務については、令和5年度から実施の水道料金等徴収業務委託契約に含めることとし、私人検針員との計量事務委託契約は令和4年度末をもって廃止した。<br/>これに伴い、検針員の慰労金に係る引当金計上は不要となった。</p> |

6 監査の意見及び対応の内容

|              |
|--------------|
| 計量事務委託契約について |
|--------------|

(所管課：水道局営業部営業課)

監 査 の 意 見

対 応 の 内 容

現状（問題点）

現在、広島市水道局は、水道使用量の計量事務については、一般私人との間で計量事務委託契約書を締結し、業務を委託している。委託期間は1年間で、更新が可能である。

委託手数料は計量したメーターの件数に応じて検針実績手数料が支払われることとなっている。それ以外に、検針実績手数料と契約年数に応じて求められる奨励金が年に2度支給され、委託契約終了時には、検針実績手数料と契約年数に応じて求められる慰労金が支給される。

詳細情報

【現在の契約内容】

計量事務委託契約書

第3条（委託期間）

委託期間は令和N年4月1日から令和N+1年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の1か月前までに委託者から何らの意思表示がないときは、引き続き1年間更新する。

第8条（奨励金）

委託者は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に計量事務を受託している受託者に対して、奨励金を支払うものとする。

2 奨励金は、基準日以前6か月の検針実績手数料の総額を実際に従事した月数で除した額に、別表第4に定める契約年数による割合を乗じて得た額とする。ただし、前基準日から当該基準日までの従事月数が5か月以下の場合は、当該乗じて得た額に別表第5に定める割合を乗じて得た額とする。

第9条（慰労金）

委託者は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、受託者に慰労金を支払うものとする。ただし、第17条第2項第1号から第3号までの規定により契約を解除したときは、この限りではない。

2 慰労金は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、満了日又は解除日以前実際に従事した6か月の検針実績手数料の総額を6で除した額（以下「基本月額」という。）に受託者の契約期間1年につき100分の20を乗じて得た額とする。ただし、財団法人広島市水道サービス公社と計量事務委託契約を締結していた場合及び督促集金事務委託契約を締結していた場合の受託者の契約期間は、これを通算する。

【検針員の現状】

| 所管課      | 件名   | 業務内容      | 契約額（総額）              | 委託先   |
|----------|------|-----------|----------------------|-------|
| 営業部（営業課） | 計量事務 | 水道メーターの検針 | 単価契約<br>309,012,664円 | 私人86名 |

監査人の意見

契約内容を見ると、委託期間は1年間となっており契約更新をしないことも委託者である広島市水道局で判断可能であり、更新せずに新たな契約をする検針員については、従前の契約に含まれる委託手数料の内容を変更した上で新たな委託契約書を取り交わすことも検討する余地がある。

検針員の安定的な確保による業務の継続、新旧の検針員の公平性の問題など、様々な視点からも検討が必要な点ではあるが、経済的合理性の検討も必要であるため、経済的合理性の視点も持ちつつ、将来的には他自治体と同様に一括での外部委託契約も選択肢に入れて、内容の修正、変更の可否について検討してはどうか。

経営の効率化を図るため、水道使用量の計量事務については、令和5年度から実施の水道料金等徴収業務委託契約に含めることとし、私人検針員との計量事務委託契約は令和4年度末をもって廃止した。